

プライベートリンクサービス約款

第1条（約款の適用）

1. このプライベートリンクサービス約款（以下、「本プライベートリンク約款」といいます）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます）が提供する「プライベートリンクサービス」（以下、「本プライベートリンクサービス」といいます）に適用されるサービス別約款です。
2. 本プライベートリンクサービスの利用者は、当社の定める基本約款および本プライベートリンク約款を遵守するものとします。

第2条（サービスの内容）

1. 本プライベートリンクサービスは、利用者がネットワーク回線提供事業者との間でネットワーク回線提供契約を締結して利用するネットワーク回線（以下、利用者がネットワーク回線提供契約を締結するネットワーク回線提供事業者を「ネットワーク回線提供事業者」といい、当該ネットワーク回線契約に基づき利用するネットワーク回線を「利用者回線」といいます）を、当社の提供する「ハイブリッド接続」に接続して通信できる環境を利用者専用として提供するサービスです。

第3条（最低利用期間）

1. 基本約款第15条第1項の定めにかかわらず、本プライベートリンクサービスの最低利用期間は、利用開始日から1年間が経過する日の属する月の末日までとします。

第4条（冗長化）

1. 利用者がネットワーク接続および機器の冗長化を実施しなかったことに起因する一切の損害について、事由の如何に関わらず、当社は何ら責任を負うものではなく、利用者は、第三者からクレーム、請求等を受けた場合であっても自らの費用と負担において解決するものとします。

第5条（利用者回線の維持管理責任等）

1. 利用者は、自己の責任と費用負担において、利用者回線に係る一切の維持管理を行うものとし、その維持管理を第三者に委託して行わせる場合には当該第三者の行為についてすべての責任を負うものとします。
2. 利用者回線の故障または利用者もしくはネットワーク回線提供事業者の行為に関連して、当社または第三者が損害を被った場合、利用者は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第6条（責任の制限）

1. 本プライベートリンクサービスに起因して利用者が「専用サーバサービス」または「さくらのクラウドサービス」を利用できなかった場合において、専用サーバサービス約款第6条またはさくらのクラウドサービス約款第8条に定める品質保証は適用しないものとします。

附 則

第1条（適用開始）

この約款は、平成28年10月31日に制定され、同日より適用されます。